

賛助会員の会費規程

平成 23 年 4 月 1 日制定

公益財団法人日本リウマチ財団賛助会員規程第 5 条に定める賛助会費を下記のとおり定める。

1 賛助会費

- (1) 法人賛助会費 一口 年額 金 10 万円
- (2) 個人賛助会費 一口 年額 金 1 万円

2 賛助会費の使途

賛助会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額を本財団の管理費に充てることができる。

3 改 廃

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

4 施 行

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。